

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

平成6年3月31日の日記を確認したところ、国民年金保険料2か月分を、母親にA市役所に行ってもらって支払ったことが書かれている。

申立期間前後は納付済みとなっているのに、申立期間の1か月分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人は、その前後の期間（平成4年4月から6年2月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間）について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人及びその両親に住所の異動は無く、申立期間及びその前後の期間において生活状況に大きな変化があった事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立人の保管する平成6年の日記帳を見ると、同年3月31日の欄に、その母親に国民年金保険料の納付を依頼した旨の記載が確認できるところ、その母親は、「申立人の、申立期間当時の国民年金保険料は、私がA市役所に行って納付していた。」と証言している上、当該日記に記載された金額は、当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 43 年 3 月まで
申立期間当時、300 円ぐらいの国民年金保険料を毎月（時には 3 か月分をまとめて）自宅近くの A 銀行 B 支店に納付した記憶がある。
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出補助簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 12 月 23 日に社会保険事務所（当時）から C 市に一括して払い出された番号のうちの一つであることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳に、45 年 1 月 10 日発行と記載されていることから、申立人は、同年 1 月頃、国民年金の加入手続を行ったと推測でき、この時点において、申立期間のうち、39 年 5 月から 42 年 9 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を 45 年 4 月 2 日に過年度納付していることが確認できるところ、上記年金手帳においても、昭和 43 年度の国民年金保険料を同日に納付した旨の押印がなされている上、42 年度以前の印紙検認記録欄に検認印又は収納印は無く、空欄となっていることから、申立人は、43 年 4 月の国民年金保険料から納付を開始したものと考えられる。

さらに、C 市の被保険者名簿（電算記録）及び特殊台帳（マイクロフィルム）においても、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。